

2. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則第2条第2項に基づき、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定審査委員会は、日本応用心理学会（以下「本学会」という。）の理事長が行う日本応用心理学会認定「応用心理士」（以下「応用心理士」という。）の認定に関し、必要な審査を行う。

2 認定審査委員会は、前項の審査の結果を、本学会理事長に報告するものとする。

(組織)

第3条 認定審査委員会は、本学会理事会が推薦し、本学会理事長が任命した委員若干名をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、原則として6年を超えてはならない。また、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 認定審査委員会に委員長を置く。委員長は本学会常任理事会で選出する。

2 委員長は、認定審査委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 認定審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 認定審査委員会における議事は非公開とする。

(委員の遵守義務)

第6条 委員は、審査に関し、公正にその職務を行い、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 本学会理事長は、委員の遵守すべき義務に関し、監督の責任を負う。

(改正)

第7条 この規則の改正は、認定審査委員会の議を経て、本学会理事会で行う。

付則 この規則は、平成5年9月11日から実施する。
平成10年9月5日一部改正実施。
平成11年3月26日一部改正実施。
平成12年9月9日一部改正実施。